

求人者・求職者のみなさまへ

事業所名 HARVEY 株式会社 紹介事業部
許可番号 有料職業紹介事業(23-ユ-302697)

◎取扱職種の範囲等

職種・・・全職種

地域・・・国内

◎苦情の処理に関する事項

求職者からの苦情については、各事業所の職業紹介責任者が誠意をもって対応いたします。

苦情申出先： 職業紹介責任者 山田光 連絡先：050-5433-3090

◎求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規定」は以下のとおりです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、当社の職業紹介事業に携わる者とする。個人情報取扱責任者は山田光とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報を取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき訂正(削除を含む。以下同じ。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知にも努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者山田光とする。

◎手数料に関する事項

求職者からの手数料については、一切徴収いたしません。

求人者からの手数料については、次の通りです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【一般登録型】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)

	当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓 やそのための調査・探索 【サーチ/スカウト型】	着手金 <u>300,000円</u> 活動 1日当たり <u>30,000円</u> 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の場合) 当該求職者の就職後 1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税が含まれておりません。

※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。

◎返戻金制度

当社は下記の通り、返戻金制度を設けております。

1. 当社の職業紹介により入社した求職者について、入社日から1週間未満に退職した場合100%、1週間以上2週間未満に退職した場合70%、2週間以上1か月未満に退職した場合50%、1か月以上3か月未満に退職した場合30%を返金いたします。
2. 学校卒業見込者を対象とする職業紹介については、入社前であっても、求職者に帰責性のある入社前辞退の場合は、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料の100%を返金し、入社後については、求職者に帰責性ある入社月内の退職に限り、当社は求人者から支払いを受けた紹介手数料の50%を返金いたします。

上記いずれにつきましても、契約書および覚書等で別途定めた場合は当該定めによりますので、詳細は契約書・覚書等をご確認ください。